

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	防災危機管理課
委託業務番号	令和5年度 長防委第1号
委託業務名称	緊急告知ラジオ運営業務
委託業務場所	放送局:滋賀県大津市西の庄19-10 リンクスビル 長浜中継局:滋賀県長浜市八幡東町632番地
業務の概要	市民に対し災害時の情報伝達手段の多重化を図るため、緊急告知ラジオの放送に関する環境整備及び運営を委託するもの。緊急告知放送設備を維持管理し、長浜市内に配備する緊急告知ラジオを自動で起動させる信号を伴う緊急放送を実施できる環境を整備すること。
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	6,600,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県大津市西の庄19-10 リンクスビル [商号又は名称] 株式会社エフエム滋賀
契約相手方の選定理由	災害時の情報伝達手段の一つとして、令和元年度に株式会社エフエム滋賀と締結した「災害時等における緊急告知ラジオ放送に関する協定」に基づき、令和3年4月1日からFMラジオ放送網を活用した防災情報を発信しており、この情報を、市民に迅速かつ確実に届けるため、自動起動による受信ができる緊急告知受信機の貸与を行っております。 緊急告知受信機は、自動起動信号(Comfis)の発信元である株式会社エフエム滋賀から各受信機へ確実に受信できるよう、同放送局が所有している放送設備との連携調整が不可欠であり、受信機に確実に受信できる調整を行うことができる業者は、株式会社エフエム滋賀以外に無いことから、随意契約を締結します。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料)の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>